

第 239 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和3年11月12日(金)13時30分から

2 場 所 長野合同庁舎別館 大会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 10名

漁業者代表：藤森 貫治、富岡 道雄、古谷 秀夫、佐藤 みつ子

採捕者代表：小澤 哲、金井 恒一郎

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介

事務局：吉田書記長他、事務局員3名

4 会議事項

(1) 議事

① 遊漁規則の変更について

② 長野県漁業調整規則の一部改正について

(2) 報告事項

① 野尻湖における逸出魚の監視について

(3) その他

5 会議内容

会長挨拶 議事に入る

平林会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

議事録署名人を藤森委員、金井委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。

本日最初の議事は知事から諮問があった遊漁規則の変更についてです。

上小漁業協同組合から遊漁規則変更認可申請書が提出されています。

事務局から変更内容を説明しますので、その後、ご意見、ご質問等をお願いします。

なお、富岡委員は上小漁協の組合員ですので、この議事についてはオブザーバーとして参加していただきたいと思います。富岡委員にこの場にいらして、話を聞いていただいても問題は無い気はしますが、そのほかの委員の方が、ご意見を出しにくくなると困りますので、変更内容の説明までは在席していただき、その後の審議の間は退席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1により説明

平林会長 ただ今、事務局から上小漁協の遊漁規則の変更について、説明がありました。

ご意見、ご質問をいただく前に、申し訳ありませんが、富岡委員は退席をお願いします。

す。

(富岡委員 退出)

では、遊漁規則の変更について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。
小澤委員と竹原委員からご質問があるようですが、まず、小澤委員からお願いします。

小澤委員 遊漁規則の変更について、二点お聞きします。

まず、変更理由は承知しましたが、河川特設釣場の開設期間については何をもって公表するのか、その手段が文脈からは読み取れません。毎年、恐らく気候などによって開設期間が変わると思いますが、それを公表する手段によっては、遊漁者が見つかる、確認する手間が大変になるのではないかと思います。漁協はどのように公表すると考えているのでしょうか。

また、私が知る限りでは、このように開設期間を設けるような場合は、例えば、4月第3日曜日からなどといった表現をしている漁協が多いと思います。そのような表現で日にちを固定したほうが良いのではないかとこのことを提案します。

平林会長 ただ今のご質問について、事務局から回答をお願いします。

事務局 まず、公表の手段についてですが、遊漁規則において、今回の変更箇所と同様に漁協が期間を定めて公表することとしているあゆの遊漁期間に係る条項には、組合の掲示板に掲載して公表するものとするという規定があります。インターネットを活用している漁協でもありますので、ホームページでお知らせするとか、釣り場案内マップ（チラシ）も作成していますので、その中で当該年度にいつからいつまで開設するかお知らせするというような公表形式をとっています。

次に、日にちを固定するというご提案についてですが、先ほど説明した通り、従来の規定のように日にちを固定してしまうと、年によって気象状況等が異なることから、その日に確実に釣場を開設できるかわからないというのが改正の理由となっています。例えば、ご提案のような表現で日にちを固定したとしても、その年の気象状況が悪ければ、その日に開設できないこともあり得ます。一方で、気象条件等が良ければ、固定した日よりも早めに開設できるということもあります。漁協としては、柔軟に対応していきたいという趣旨であるということです。

平林会長 今の説明について、小澤委員からご意見はありますでしょうか。

小澤委員 結構です。

平林会長 では、続いて竹原委員からご質問をお願いします。

竹原委員 小澤委員と同じ点について、私も聞きたいと考えていました。
先ほどの事務局からご説明があった内容で結構です。

平林会長 他にご質問、ご意見等ありますか。

高田委員 河川特設釣場について、県内で上小漁協以外に開設している漁協はあるのでしょうか。

平林会長 事務局から回答をお願いします。

事務局 現在は上小漁協のみとなります。平成 30 年度までは木曾川漁協も開設しておりましたが、現在は廃止しています。

高田委員 今回の申請があった背景はよく理解できます。

ですが、今後、新たに他の漁協から特設釣場の申請がされた場合、認めることがあり得ると思います。無ければよいのですが、改正案のとおりだと漁協の裁量の幅が広いように思います。

極端なことを言えば、遊漁者が来ないからという理由で特設釣場を廃止した場合、この改正した規則だけが残ることもあり得ます。開設するのであれば責任を持って行うべきですし、特別に認めていることとも思いますので、期間を設定しないで、漁協の裁量に任せるといような規則の改正はいかがなものかと思います。

先ほどの公表についても、4月1日から9月30日までと定められているので、遊漁者も承知しているわけです。例えば、その年の気候条件が悪いから遊漁者が来ないだろうからと言って、開設しないというようなことがあれば、遊漁者も来なくなってしまうし、そのような形で認可しているわけではないと思います。

今回の改正は、県に1ヶ所しか特設釣場を開設する漁協がないから、県の規則全体を変えるということですね。しかし、それは、今たまたま1ヶ所しかないということであって、その1ヶ所の漁協の言う通りに県の規則を変えるというのは疑問に思います。

平林会長 期間内で組合が定めて公表する期間という改正は認められないという意見でしょうか。

それとも、県にいつから開設するか報告してもらって、状況を把握した上で開設するというような付帯意見等を付けて、申請のとおり認めるということでしょうか。

高田委員、いかがでしょうか。

高田委員 基本的に現行通りというのが私の意見です。

平林会長 では、ご意見として伺ったということにしますが、よろしいでしょうか。

事務局 高田委員のご意見に対する回答になっていないかもしれませんが、上小漁協の特設釣場については漁協のみで開設しているわけではなく、青木村と共同して開設しているものです。

特設釣場は、青木村が運営する「リフレッシュパークあおき」という、村の遊興施設と言えはよいのでしょうか、その中を流れている河川に開設されています。高田委員のご心配はよくわかりますが、漁協独自に決めるのではなく、村と話し合って開設期間は決めるというところがあると思いますので、そこも勘案していただければと思います。

平林会長 県の方で見に行く、開設時期を報告してもらおうなどして、状況を確認するわけですね。

事務局 高田委員のご指摘はよくわかります。

現在、上小漁協だけが開設しているということで、県でも注視して、時期になれば、開設期間を漁協に確認しながら運用できればとは考えているところです。

今、事務局としてはそのように考えてはいますが、その点を踏まえて検討していただき、議論の結果を漁協に伝えたいと思います。

平林会長 では、その点を漁協に伝えてもらって進めるということにしたいと思います。

他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

他に無いようですので、諮問のとおり認可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

高田委員 私は反対です。それは明記しておいてください。

平林会長 高田委員が反対ということですが、他の委員は賛成でよいでしょうか。

各委員 異議なし

高田委員 反対の理由をもう一度申し上げておきます。

漁業調整規則は条例に相当するものだと思います。それをたった一つの漁協の都合だけで変更してよいのかという疑問が残るため、反対します。将来、新たに参入する方もいると思いますが、そのような方を含め、全ての特設釣場に自由に決めさせるというのは間違いだと思います。

平林会長 「記録に残しておいてほしい」ということだと思いますが、全体としては「差し支えない旨の答申をする」ということで進めさせていただきます。

事務局 先ほどの高田委員の反対理由についてですが、今回の件はあくまで漁協が定める遊漁規則の変更ですので、県全体に及ぶ漁業調整規則の変更ではありません。

高田委員 失礼しました。漁業調整規則の改正と勘違いをしていたようです。漁協の規則の変更であれば、異議はありません。

事務局 先ほど各委員からいただきました開設期間に係るご意見の趣旨は、遊漁者に対する不当な制限となること、漁協の都合で取りやめるというようなことが無いように、気象状況等を踏まえて適切な時期に開設して運用するべきということと考えますので、その旨は伝えさせていただきます。

桐生委員 賛否とは関係ありませんが、一つ質問があります。

特設釣場については村と漁協が共同して開設しているとのことですが、取扱要領や協定書などはあるのでしょうか。

事務局 協定の締結等については把握していませんが、青木村が月毎の遊漁者数などを漁協に報告しているようですので、何かしらの文書はあるのかもしれませんが。

桐生委員 私が山梨県にいたときに、河川特設釣場の取扱要領を作りました。釣場設置や報告な

どはその取扱要領に沿って行われています。そういったものが上小漁協にもあれば見てみたいと思います。

平林会長 今のご質問については事務局で確認して、改めて回答いただければと思います。

では、上小漁協の遊漁規則の変更については、差し支えない旨の答申をすることとし、次の議事に進みますが、よいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 それでは、富岡委員に入室していただくように伝えてください。

(富岡委員 入室)

続いての議事は、長野県漁業調整規則の一部変更についてです。

漁業調整規則については、昨年度に全て改正されたところですが、今回、その一部改正について知事から諮問がありました。

事務局から改正内容を説明しますので、その後にご意見、ご質問をお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 県の条例の名称が変更されたことに伴う漁業調整規則の改正ということでしたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

特に無いようですので、諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 ご異議がありませんでしたので、差し支えない旨、答申することとします。

本日の議事は全て終了しましたので、次に報告事項に移ります。

野尻湖における逸出魚の監視について、本年度2回目となる漁場管理委員会としての野尻湖漁協外来魚逸出調査を9月7日に、3回目の調査を10月25日に実施しましたので、その結果を報告します。

事務局からの説明後に、ご意見、ご質問をお願いします。

事務局 資料3により説明

平林会長 2回目、3回目の調査を行ったところ、3回目でコクチバスが1尾捕獲されたということで、対応としてはその時点で出来る限りのことをしてもらっています。一点補足しますが、今回、老朽化によりコンクリートの隙間ができていて逃げたということですので、同じような形の老朽化が他の場所で進んでいないかはチェックしてもらっています。それを踏まえた上でただ今の説明のような対応をとったということです。

何か、ご意見、ご質問はありますか。

高田委員 逸出魚は A 地点の監視場所 3 の下流側で捕獲されたのですよね。また、コンクリートに隙間があって、繊維を詰め込んで塞いだというのは装置 3 ですよね。

通常、逸出魚が下流側から上流側に向かって登ってくるというのは考えにくいので、上流側から逃げていくものと思いますが、装置 1 と装置 2 に穴などはなかったのでしょうか。

もし、穴がないとすれば、なぜ下流側にいたのかという疑問が残ります。その理由として思い浮かんだことは、何らかの突発的な事態があって、装置を上げざるを得なかった事例があったのではないかということです。もし、そのような事態があって委員会に報告していないのであれば、きちんと報告してほしいと思います。装置 1、2 には穴がなく、なおかつ、突発的な増水等で装置を上げたということがないのであれば、なぜ、下流側に魚が逸出しているのか不思議に思います。突発的な事態があったかどうかだけ教えてください。

事務局 漁協からはそのような突発的な事態はなかったと聞いています。ご疑問の点については、逸出魚の体長は 11 cm でしたが、装置 2 をギリギリ通り抜けてしまうこともあり得る位のサイズではないかと思えます。加えて、1 尾のみですので、かなり稀なケースとして通り抜けてしまったのではないかと考えています。

高田委員 わかりました。

平林会長 他に何か、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

特に無いようですので、野尻湖漁協外来魚逸出調査の結果報告については、これで終了とします。

本日最後の会議事項、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

平林会長 委員の皆様からは何かありますか。

各委員 特にありません。

平林会長 各委員からも特に無いようですので、本日の議題は全て終了となります。

それでは進行を事務局にお返しします。

事務局 平林会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましてはご審議ありがとうございました。

これを持ちまして、第 239 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会します。

議事録署名委員



議事録署名委員

